



平成 28 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 大場 典彦  
 ( J A S D A Q ・ コード 7 9 1 8 )  
 問い合わせ先 役職・氏名 取締役 今井 将和  
 電 話 番 号 0 3 - 5 1 5 5 - 6 8 0 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 1 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日に開催予定の第 80 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、平成 27 年 11 月 10 日付けでB種優先株式の発行済全株式を消却したため、B種優先株式に関して規定した条文を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。ただし、算式については下線を省略しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 80,000,000 株とする。 ② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 80,000,000 株 A 種優先株式 2,400 株 B 種優先株式 1,000 株	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 80,000,000 株とする。 ② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 80,000,000 株 A 種優先株式 2,400 株
(単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式の 1 単元の株式の数は 100 株とし、A 種優先株式および B 種優先株式の 1 単元の株式の数は 1 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式の 1 単元の株式の数は 100 株とし、A 種優先株式の 1 単元の株式の数は 1 株とする。
第 2 章の 3 B 種優先株式 (優先配当金) 第 11 条の 9 当社は、剰余金の配当 (9 月 30 日を基準日として行うものを除く。)を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株式を有する株主 (以下「B 種優先株主」という。)又は B 種優先株式の登録株式質権者 (以下「B 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき本条第 2 項に定める額の剰余金 (以下「B 種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B 種優先配当金の全部又は一部の配当 (本条第 3 項に定める B 種優先累積未払配当金の配当を除き、B 種優先中間配当金 (本条第 5 項に定義する。以下同じ。)を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。 (優先配当金の額) ② B 種優先配当金の額は、1 株につき、85,000 円 (ただし、平成 26 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する日を基準日とする B 種優先配当金の額は、1 株につき、0 円)とする。	(削 除)
(累積条項) ③ ある事業年度に属する日を基準日として、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株あたり剰余金の配当 (以下に定める B 種優先累積未払配当金の配当を除き、B 種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度にかかる B 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日 (同日を含む。)以降、実際に支払われた日 (同日を含む。)まで、年率 8.5% (以下「B 種優先配当率」という。)で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。累積した不足額 (以下「B 種優先累積未払配当金」という。)については、B 種優先配	

現行定款	変更案
<p>当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(非参加条項)</p>	
<p>④ B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号若しくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号若しくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	
<p>(優先中間配当金)</p>	
<p>⑤ 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（B種優先累積未払配当金の配当を除く。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。</p>	
<p>(優先順位)</p>	
<p>⑥ A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。</p>	
<p>(残余財産の分配)</p>	
<p>第11条の10 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下、本章において「基準価額」という。）を支払う。</p>	
<p>(基準価額算式)</p>	
<p>1株あたりの残余財産分配価額  <math display="block">= 1,000,000円 + B種優先累積未払配当金</math> <math display="block">+ 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額</math> </p>	
<p>上記算式における「B種優先累積未払配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下、本章において「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第11条の9第3項に従い計算される額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下、本条において「前事業年度」という。）にかかるB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるB種優先配当金の不足額（ただし、B種優先累積未払配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、1,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に支払われた配当（B種優先累積未払配当金及び前事業年度にかかるB種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。</p>	
<p>(非参加条項)</p>	
<p>② B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>	
<p>(優先順位)</p>	
<p>③ A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</p>	
<p>(議決権)</p>	
<p>第11条の11 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	
<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p>	
<p>第11条の12 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>	
<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p>	
<p>第11条の13 B種優先株主は、当社に対し、平成26年4月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下、本章において「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。B種優先株式1株あたりの取得価額は、第11条の10第1項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出</p>	

現行定款	変更案 (削 除)
<p>           する場合は、第11条の10第1項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。            (金銭を対価とする取得条項)         </p> <p> <b>第11条の14</b> 当会社は、平成27年4月1日以降の日で、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本章において当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部取得するときは、比例按分の方法による。B種優先株式1株あたりの取得価額は、第11条の10第1項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第11条の10第1項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。            (普通株式を対価とする取得請求権)         </p> <p> <b>第11条の15</b> B種優先株主は、当会社に対し、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、下記(2)に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。         </p> <p> <b>(1) 取得を請求することができる期間</b>            平成26年4月1日以降         </p> <p> <b>(2) 取得と引換えに交付すべき財産</b> </p> <p> <b>1) 当会社は、B種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該B種優先株主の有するB種優先株式を取得すると引換えに、当該B種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する(以下、本章において当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。)。なお、B種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。</b> </p> <p>           取得と引換え (B種優先株主が取得を請求したB種優先に交付すべき株式の第11条の10第1項に定める基準価額の普通株式数 総額) ÷ 転換価額         </p> <p>           なお、上記の基準価額の算出においては、第11条の10第1項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。         </p> <p> <b>2) 転換価額</b> </p> <p> <b>イ 当初転換価額</b>            当初転換価額は、906円とする。         </p> <p> <b>ロ 転換価額の修正</b>            転換価額は、平成26年10月1日以降の毎年4月1日及び10月1日(以下、本章においてそれぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価に相当する金額(以下、本章において「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下、本章において「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。            上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の単純平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。         </p> <p> <b>ハ 転換価額の調整</b> </p> <p> <b>(a) 当会社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本章において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。</b> </p> $  \begin{array}{r}  \text{調整後} \\  \text{転換} \\  \text{価額}  \end{array}  =  \begin{array}{r}  \text{調整前} \\  \text{転換} \\  \text{価額}  \end{array}  \times  \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}  $ <p>           転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場         </p>	

現行定款	変更案 (削 除)
<p>合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。</p> <p>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。</p> <p>転換価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。</p> <p>(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、本章において同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合</p> <p>調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、本章において「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整</p>	

現行定款	変更案 (削 除)
<p>式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(e) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。 (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。 (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>3) 取得請求受付場所 東京都文京区関口一丁目43番5号 株式会社ヴィア・ホールディングス</p> <p>4) 取得の効力発生 取得請求書が上記3)に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当会社は、B種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。</p> <p>(譲渡制限) 第11条の16 譲渡によるB種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。</p>	

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日) (予定)

以 上